様式２

情報機器貸出申込書兼通知書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 武里南小学校長　宛て | | 学年 組 番 | |
|  | | 児童生徒氏名 |  |
| （↓注意事項をよく読み、チェックを入れてください。） | | 保護者氏名 |  |
| □　児童・生徒と保護者は、下記の注意事項を確認の上で、情報機器の貸出を申し込みます。 | | | |
| 貸出希望情報機器  （希望する機器にマル） | 学習者用端末（タブレット型パソコン）  家庭学習用通信機器（モバイルルーター） | | |
| 貸出端末備品番号  （学習者用端末のみ） |  | 端末番号  （学習者用端末のみ） |  |
| 貸出希望期間 | 令和　年　　月　　日から　　令和　年 　月　　日 | | |

注意事項

　貸出を受けた情報機器を使用する児童・生徒（以下「使用者」という。）及びその保護者（以下「保護者」という。）は、情報機器について、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、次に掲げることを遵守すること。

　(1) 情報機器は、学校が認めた家庭学習以外の目的で使用しないこと。

　(2) 家庭学習に関係のないWebサイトの閲覧・利用、SNSへの書込み、写真・動画の配信はしないこと。

　(3) 情報機器は、他者に使用させ、または転貸しないこと。

　(4) 情報機器は、売却、廃棄または故意に破損しないこと。

　(5) 学校から情報機器の管理及び使用に関し、必要な指示があった場合は、その指示に従うこと。

　使用者及び保護者は、情報機器の使用上の事故について、一切の責任を負うこととし、学校または第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負うこと。

　貸出期間中、情報機器を破損、汚損または紛失したときは、保護者は、修繕費等の原状に復する費用を負担すること。なお、情報機器が破損、故障した場合には、無断で修理せず、必ず学校に報告すること。

　貸出を受けた家庭学習用通信機器の利用に必要となるSIMカードは、貸出を受けた者が通信業者と契約を行い、その契約に係る費用は契約人の自己負担となること。

以下は記入しないでください

　　　　年　　月　　日

　申し込みのあった情報機器の貸付について、

上記のとおり決定する。

検討の結果、貸出は許可しない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　春日部市立武里南小学校長